

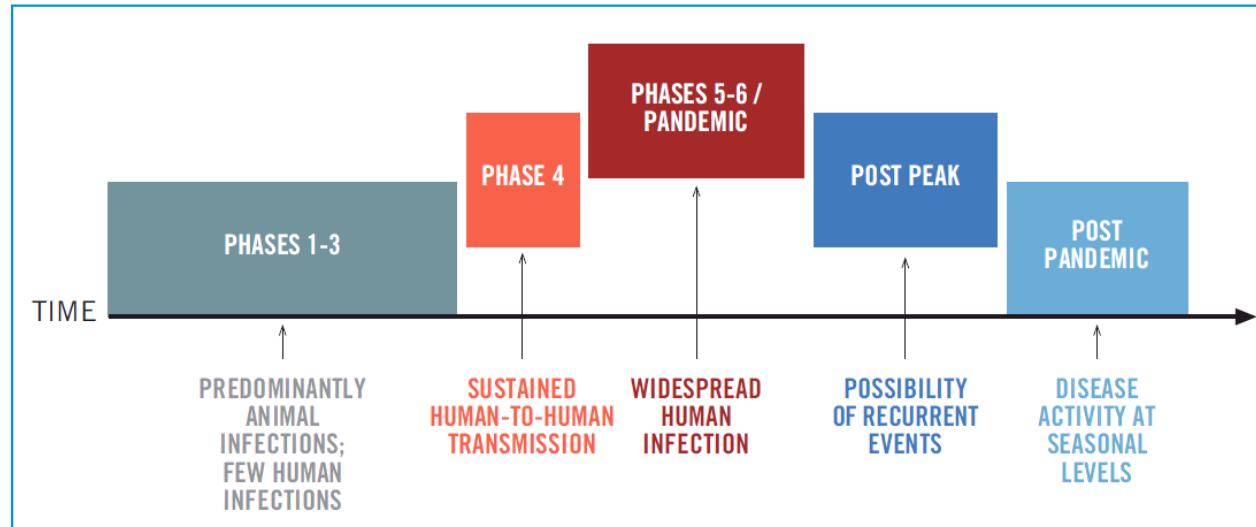
参考資料4

WHOにおける新型インフルエンザのパンデミックフェーズ改定に伴う新型インフルエンザ等対策政府行動計画等の変更について

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

WHOパンデミックインフルエンザフェーズ(平成21年)

Pandemic influenza preparedness and response: WHO guidance document (2009) より抜粋



○フェーズ1:

動物の中で循環しているウイルスがヒトにおいて感染を引き起こしたとの報告がない段階。

○フェーズ2:

家畜または野生の動物の間で循環している動物のインフルエンザウイルスが、ヒトに感染を引き起こしたことが知られ、潜在的なパンデミックの脅威であると考えられる段階。

○フェーズ3:

動物インフルエンザまたはヒト-動物のインフルエンザの再集合ウイルスが、ヒトにおいて散発例を発生させるか小集団集積症例を発生させたが、市中レベルでのアウトブレイクを維持できるだけの十分なヒト-ヒト感染伝播を起こしていない段階。

○フェーズ4:

“市中レベルでのアウトブレイク”を引き起こすことが可能な動物のウイルスのヒト-ヒト感染伝播またはヒトインフルエンザ-動物インフルエンザの再集合体ウイルスのヒト-ヒト感染伝播が確認された段階。

○フェーズ5:

1つのWHO地域で少なくとも2つの国でウイルスのヒト-ヒト感染拡大がある段階。

○フェーズ6: (パンデミックフェーズ):

フェーズ5に定義された基準に加え、WHOの異なる地域において少なくとも他の1つの国で市中レベルでのアウトブレイクがある段階。

○パンデミックピーク後:

ピーク後の期間は、パンデミックの活動が減少していると思われるなどを表すが、さらに別の流行波が発生するかどうかは不確かであり国々は第二波に備える必要がある段階。

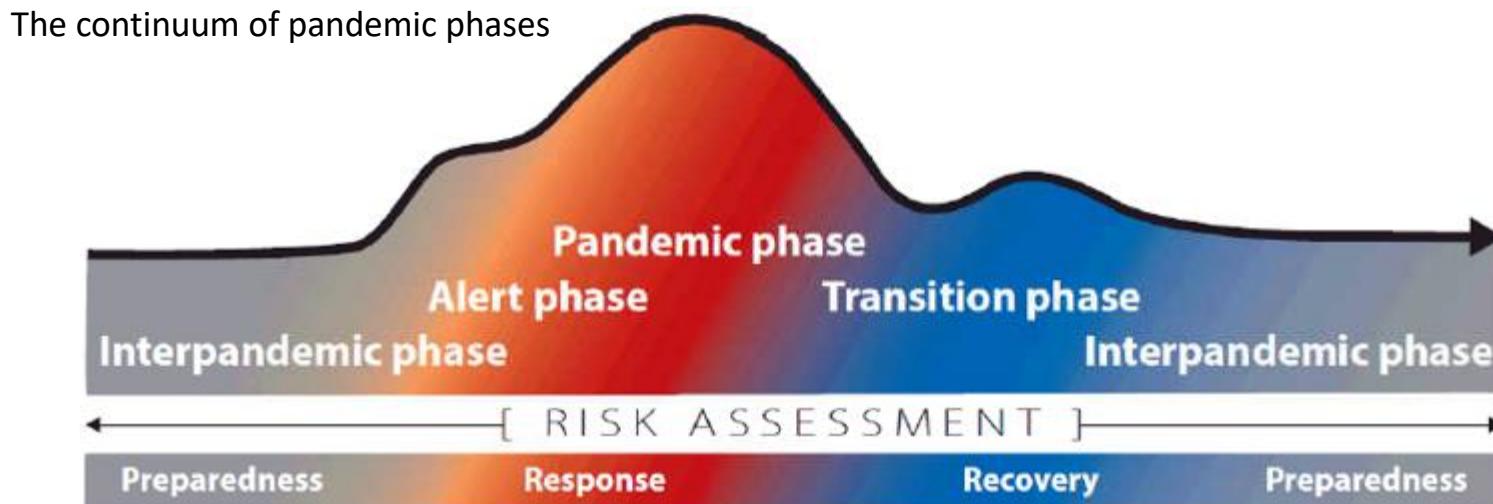
○パンデミック後:

インフルエンザ疾患の流行は季節性インフルエンザで通常見られる水準に戻る段階。

WHOパンデミックインフルエンザフェーズ(平成29年改定)

WHOのリスクアセスメントを考慮しつつ、各国が独自にリスクアセスメントを行い、それに基づいた対策を講じることが求められている。新しいパンデミック警戒フェーズの基準として、新型インフルエンザウイルスの世界的な拡がりに応じて4段階とし、新型インフルエンザウイルスの世界の平均的な流行状況を各國が理解するために使用するものとしている。

WHO Pandemic Influenza Risk Management (2017) より抜粋



- パンデミックとパンデミックの間の時期(Interpandemic phase)：
新型インフルエンザによるパンデミックとパンデミックの間の段階。

- 警戒期(Alert phase)：
新しい亜型のインフルエンザの人への感染が確認された段階。

- パンデミック期(Pandemic phase)：
新しい亜型のインフルエンザの人への感染が世界的に拡大した段階。

- 移行期(Transition phase)：
世界的なリスクが下がり、世界的な対応の段階的縮小や国ごとの対策の縮小等が起こりうる段階。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針より抜粋

<現在>

II-7発生段階

本政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎える小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考しながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

(参考)新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階とWHOにおけるインフルエンザのパンデミックフェーズの対応表

本政府行動計画の発生段階	WHO のフェーズ
未発生期	フェーズ1、2、3
海外発生期	フェーズ4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

<今後(案)>

II-7発生段階

本政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎える小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOが公表する情報を参考しながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

(削除)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

Ⅲ- 各段階における対策より抜粋

<現在>

海外発生期

(1) 実施体制

(1)-1 政府の体制強化

② WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言

若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するとともに内閣総理大臣に報告する。(厚生労働省)

<今後(案)>

海外発生期

(1) 実施体制

(1)-1 政府の体制強化

② WHOが新型インフルエンザに該当するインフル

エンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するとともに内閣総理大臣に報告する。

(厚生労働省)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

Ⅲ- 各段階における対策より抜粋

<現在>

(4)予防・まん延防止

(4)-2 感染症危険情報の発出等

① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO のフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表の前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航の延期や退避の可能性の検討を勧告する。

(外務省)

② 国は、WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表をした等海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、病原性の程度を踏まえ、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性等について情報提供を行う。(外務省)

<今後(案)>

(4)予防・まん延防止

(4)-2 感染症危険情報の発出等

① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表する前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航の延期や退避の可能性の検討を勧告する。

(外務省)

② 国は、WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表をした等海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、病原性の程度を踏まえ、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性等について情報提供を行う。

(外務省)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

Ⅲ- 各段階における対策より抜粋

<現在>

(4)-3 水際対策

(4)-3-1 発生疑いの場合の対策開始

①国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOが新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表前であっても、質問票の配布等により入国時の患者の発見に努める。(関係省庁)

<今後(案)>

(4)-3 水際対策

(4)-3-1 発生疑いの場合の対策開始

①国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOが新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延する恐れのある新感染症を公表する前であっても、質問票の配布等により入国時の患者の発見に努める。(関係省庁)

III 水際対策に関するガイドライン

第2章 水際対策の実施方針より抜粋

＜現在＞

1. 総論

①WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ内閣総理大臣が主宰し全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「対策閣僚会議」という。)を開催するとともに、必要に応じ基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府の初動対処方針について協議・決定し、水際対策を開始する。

＜今後(案)＞

1. 総論

①WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行っていない場合であっても、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断される場合には、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ内閣総理大臣が主宰し全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「対策閣僚会議」という。)を開催するとともに、必要に応じ基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府の初動対処方針について協議・決定し、水際対策を開始する。

III 水際対策に関するガイドライン

第2章 水際対策の実施方針より抜粋

＜現在＞

1. 総論

②WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合には、政府対策本部は、その病原性、感染者が入国する可能性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴きつつ、総合的に検討を行い、基本的対処方針を決定する。ただし、現場において混乱が生じないよう、在外邦人の帰国や外国人の入国については、国内の受け入れ体制(検疫所の体制、停留の収容能力等)と整合を図る必要があることに留意する。

＜今後(案)＞

1. 総論

②WHO が新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合には、政府対策本部は、その病原性、感染者が入国する可能性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴きつつ、総合的に検討を行い、基本的対処方針を決定する。ただし、現場において混乱が生じないよう、在外邦人の帰国や外国人の入国については、国内の受け入れ体制(検疫所の体制、停留の収容能力等)と整合を図る必要があることに留意する。

III 水際対策に関するガイドライン

第2章 水際対策の実施方針より抜粋

＜現在＞

3. 海外発生期の初動対応

(2) 政府対策本部の設置と基本的対処方針の決定

①WHOが新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合には、政府対策本部を設置する。同本部は、WHOや諸外国の動向も踏まえつつ、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、発生地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて(緊急をする場合で意見を聴くいとまがない場合を除く。)基本的対処方針を定め、感染症危険情報の発出、入国者の検疫強化(隔離・停留・健康監視等)の実施、外国人への査証発給の停止(外交・公用目的での渡航及び緊急事案等を除く。)等のうち実施すべき対策を選択し決定する。

＜今後（案）＞

3. 海外発生期の初動対応

(2) 政府対策本部の設置と基本的対処方針の決定

①WHOが新型インフルエンザに該当するインフルエンザ又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合には、政府対策本部を設置する。本部は、WHOや諸外国の動向も踏まえつつ、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、発生地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて(緊急をする場合で意見を聴くいとまがない場合を除く。)基本的対処方針を定め、感染症危険情報の発出、入国者の検疫強化(隔離・停留・健康監視等)の実施、外国人への査証発給の停止(外交・公用目的での渡航及び緊急事案等を除く。)等のうち実施すべき対策を選択し決定する。